

セーフティネット保証4号・5号

セーフティネット保証とは？

経営の安定に支障が生じている中小企業者等を、信用保証協会の保証付き融資による一般保証（最大2.8億円）とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度です。

○セーフティネット保証4号

幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の100%を保証。

※売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合

○セーフティネット保証5号

特に重大な影響が生じている業種（指定業種※）について、一般枠とは別枠（最大2.8億円、4号と同枠）で借入債務の80%を保証。

※売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合

※指定業種は、中小企業庁HPをご確認ください。

●ご利用手続の流れ

- ①お近くの取扱金融機関にご相談ください。
 - ②対象となる中小企業者等の方は、長崎市に認定申請を行い、認定書を取得したうえで、金融機関に融資の申込みを行います。
- ※ご利用には、金融機関・信用保証協会による審査があります。

【認定申請に必要な書類】

長崎市ホームページ「新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証等について」をご参照ください。

長崎市 コロナ セーフティネット

